

公的研究費に係る不正防止計画

制定平成27年3月31日

特定非営利活動法人東海地域生物系先端技術研究会理事長通知

1 趣旨

本計画は、「公的研究費の取扱いに係る基本指針」（平成27年3月31日施行）第8条第3項に基づき、特定非営利活動法人東海地域生物系先端技術研究会（以下、「東海生研」という。）における不正行為を発生させる要因に対応する取組みを定めることにより、構成員の意識を高め、公的研究費による研究の不正防止を目的とする。

2 物品の発注・納品・検収体制について

- (1) 物品購入に係る納品検査については事務局において、複数人で実施する。
- (2) 切手等については、出納簿へ記帳する。パソコンなど換金性の高い物品については、公的研究費で購入したことを明示するとともに、適正に管理する。

3 人件費・賃金に係る勤務状況の管理について

- (1) 臨時雇用職員を雇用する場合は、「臨時雇用職員の雇用、給与等に関する内規」に基づき行うものとする。
- (2) 臨時雇用職員の管理については、年度当初に事業別年間雇用計画書を策定すると共に、出勤確認簿を作成することにより、勤務実態を確認する。
- (3) 臨時雇用職員の出勤確認は出勤確認簿により行う。事務局長は、毎月出勤確認簿の提出を求め、必要に応じて勤務実態を確認する。
- (4) 公的研究費によって雇用された臨時雇用職員の業務については、作業日誌を作成することにより、作業内容と事業との関連を明らかにする。

4 旅費について

- (1) 公的研究費による出張は、職員等の旅費に関する内規に基づいて行うものとする。
- (2) 公的研究費によって出張した場合には、用務内容、訪問先、面談者等が確認できる復命書又は会議状況報告書を作成する。
- (3) 出張後の復命書又は会議状況報告書には、事業との関連性を記述すると共に、会議資料やプログラム、学会要旨など出張で得られた資料を添付する。

5 執行状況の把握について

- (1) 適正な執行を行うため、事務局職員は執行計画を立て、事務局長に報告する。
- (2) 事務局長は、四半期ごとに、執行計画に沿って計画的に予算執行が為されて

いることを確認する。

(3) 研究費の経理状況を確認するため、最高管理責任者が任意に調査を行う。

6 研究データの保存・開示について

(1) 公的研究費による研究に関する研究データは、当該研究を行った研究室で5年間保存しなければならない。また、研究発表に用いたデータについては、発表後、5年間保存する。

(2) 保存したデータは必要に応じ開示しなければならない。

7 コンプライアンス教育の実施について

(1) コンプライアンス推進責任者は、「公的研究費の取扱いに係る基本指針」第8条第5項に基づき、構成員を啓発するためのコンプライアンス教育を実施する。

(2) コンプライアンス教育を行った後、構成員は誓約書を最高管理責任者宛てに提出する。

8 その他

上記の他、随時、必要に応じて不正防止対策を進める。また、継続的に不正防止計画の見直しを行う。

公的研究費による研究の実施に関する誓約書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人東海地域生物系先端技術研究会理事長 殿

所属：事務局

職・氏名： 印

私は、公的研究費による研究を行うにあたり、以下の事項について誓約します。

1. 公的研究費による研究・経理業務の実施に当たっては、「公的研究費の取扱いに係る基本指針」等を遵守するとともに、「公的研究費に係る不正防止計画」の内容を理解し、遵守します。
2. 公的研究費を適切に執行・管理するよう努めるとともに、不正使用を行わないことを誓います。
3. 公的研究費による研究に関し、データや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用などの特定不正行為を行わないことを誓います。
4. 「公的研究費の取扱いに係る基本指針」等に違反して不正行為を行った場合は、処分及び法的な措置を受けることを承知します。